議案第　１７　号

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

太宰府市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年　２月２６日　提出

太宰府市長　髙　原　　清

理　由

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　　例　第　　号）

太宰府市国民健康保険税条例（昭和43年条例第237号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の１号を加える。

(4)　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条第３項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の１項を加える。

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額に、その世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第３条第１項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第５条第１号中「第７条の２及び第21条第１項」を「第７条の２、第13条及び第25条第１項」に改める。

第26条を第30条とし、第23条から第25条までを４条ずつ繰り下げ、第22条の３を第26条の３とし、第22条の２を第26条の２とし、第22条を第26条とする。

第21条の２中「第22条の２第１項」を「第26条の２第１項」に、「第21条の２」を「第25条の２」に改め、同条を第25条の２とする。

第21条第１項中「並びに同条第４項本文」を「、同条第４項本文」に改め、「170,000円）」の次に「並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカからクまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）」を加え、同項第１号に次のように加える。

カ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　770円

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　70円

ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　840円

(ｲ)　特定世帯　420円

(ｳ)　特定継続世帯　630円

第21条第１項第２号に次のように加える。

カ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　550円

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　50円

ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　600円

(ｲ)　特定世帯　300円

(ｳ)　特定継続世帯　450円

第21条第１項第３号に次のように加える。

カ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　220円

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　20円

ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　240円

(ｲ)　特定世帯　120円

(ｳ)　特定継続世帯　180円

第21条第２項に次の１号を加える。

(3)　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号カに規定する金額を減額した世帯　165円

イ　前項第２号カに規定する金額を減額した世帯　275円

ウ　前項第３号カに規定する金額を減額した世帯　440円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　550円

第21条第３項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」を「減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の３号を加える。

(7)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の１項を加える。

４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第１項、第２項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第21条を第25条とする。

第20条第１項中「第12条第１項」を「第16条第１項」に改め、同条を第24条とする。

第19条第１号中「第14条第２項」を「第18条第２項」に改め、同条を第23条とする。

第18条を第22条とし、第14条から第17条までを４条ずつ繰り下げる。

第13条第１項中「第21条」を「第25条」に改め、同条を第17条とする。

第12条を第16条とする。

第11条第１項中「第14条、第18条及び第19条」を「第18条、第22条及び第23条」に改め、同条を第15条とする。

第10条を第14条とし、第９条の次に次の４条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第10条　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第11条　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について1,100円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第12条　第２条第５項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者１人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平

等割額）

第13条　第２条第５項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,200円

(2)　特定世帯　600円

(3)　特定継続世帯　900円

附則第３項中「第21条」を「第25条」に改める。

附則第４項及び第５項中「第８条及び第21条」を「第８条、第10条及び第25条」に、「第21条第１項」を「第25条第１項」に改める。

附則第７項から第10項までの規定中「第８条及び第21条」を「第８条、第10条及び第25条」に、「第21条第１項」を「第25条第１項」に改める。

附則第11項及び第12項中「第８条及び第21条第１項」を「第８条、第10条及び第25条第１項」に改める。

附則第13項及び第14項中「第８条及び第21条」を「第８条、第10条及び第25条」に、「第21条第１項」を「第25条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の太宰府市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。